

## スペイン外交と浦賀湊

鈴木 かほる

はじめに

近世初頭の関東浦賀湊は、徳川家康の外交政策により東国一の国際貿易港として開かれ、船奉行向井政綱や英人ウイリアム・アダムスのもと、スペイン・オランダ・イギリス人が在留し、我々の想像を遙かに越えた賑わいを見せていた。家康が、未だ公権を確立していない当時、江戸城に近い浦賀を貿易港とすることは、極めて重要な意味を持つものであった。

この頃の日本の貿易商人は、誰ひとり記録を残す者はいなかったが、スペイン・ポルトガルの在日宣教師が、驚くほど詳細に日本の情報を本国に報告している。彼らの記録

をそのまま事実として捉える訳にはいかないが、浦賀外交を検証していくためには、彼らの記録と断片的な日本側史料を、丹念に照合していかなければ、探求できないのが実状である。

これらの事情を踏まえ、家康が浦賀湊の開港を志向・意図したものは奈辺にあつたのか、何故、ウイリアム・アダムスを外交顧問に抱えたのか、そして船奉行向井氏が、どう浦賀貿易に関わつたのか述べてみたい。

### スペイン人鉱夫招聘の要請

徳川家康は、豊臣秀吉の没後、僅か三か月後の慶長三年

(一五九八) 十一月、秀吉時代から貿易交渉の経験を持つ、フランシスコ会宣教師ジェロニモ・デ・ジエズスを招き、浦賀湊にスペイン商船を寄港させるよう交渉した。家康の交渉は、単なる貿易を目的とするものではなく、イスパニヤ西班牙式の造船技師、および鉞山技師シウハンの招聘にあつた<sup>(1)</sup>。

この頃、我が国の金銀山の採掘に用いていた金銀製錬法は、たいへん不能率な灰吹法はいふきであり、みすみす損失を招いていたが、スペインが、メキシコやペルー（共にスペイン領）で用いていたアマルガム法アマルガム（混汞法）は、水銀を接触させて金銀を回収する画期的な方法であり、これによりメキシコは多量の金銀を得ていた。家康は経済政策を進めていく上で、この新技術を導入することは極めて重要であつた。

造船技術にしても、我が国の大船といえば、秀吉が九鬼水軍に造らせた安宅船くらいであり、これなどは、とても太平洋の荒波に耐える代物ではなかつた。それに引きかえ

スペイン国は、大海原の航海に耐える大型帆船の建造技術を持ち、それは主としてスペイン領マニラで建造されてきた。日本国が、東アジアの国々と通商していくためには、大船の造船技術の導入もまた、急務であつた。そのため関東布教を黙認した。それは、スペインが商売と布教が一体化した理念を持つ国であつたからである。

しかし、ジエズスは、造船・鉞山技師の派遣は自分の権限外であり、本国スペインおよびメキシコ総督の許可を得ねばならぬと回答したのである<sup>(2)</sup>。

### 三浦按針の重用

家康の対スペイン交渉の最大のネックは、言語である。家康のブレーンには、事実上の外交担当の老中本多正信や、金座頭の後藤庄三郎がいたが、ラテン語が通じる側近はなく、交渉は遅々として進展しなかつた。このような情勢下に、奇しくも家康の面前に現われたのがウイリアム・アダ

ムスである。彼は、大型帆船の造船技術を持ち、航海が堪能で、西洋の政情のみならず、天文学・幾何学・地理学に通じ、イスパニヤ語・ラテン語にも通じた。家康にとつて、正に「救いの星」であつたに相違ない。

日本史上、為政者が外国人を側近として抱えた例がない中、アダムス（以下三浦按針と記す）を外交顧問として寵遇し、江戸邸のほか、浦賀湊に屋敷を与え、浦賀に近い逸見にも屋敷を与えたのは、イギリス・オランダ貿易のためではなく、対スペイン交渉のためである。逸見の采地二二〇石は、その職務を遂行していくための報酬である。でなければ、同じ外交顧問として雇用したヤン・ヨーステンのように、江戸邸のみ与えれば、用は足りたはずであるから。

### 朱印船制度の創設

この頃の日本人は、東アジアへ自由に渡航し、ヨーロッパ人もまた日本への出入りは自由であつた。このような私

貿易船は、一見、理想的にも見えるが、彼ら日本人は、八幡大菩薩の船旗を立てて渡航し、利益を得られないと沿岸を略奪し、八幡船と呼ばれ恐れられていた。

徳川家康は、マニラで非義を作る八幡船が後を絶たない報告を受け、フィリピン総督の要請により、慶長六年正月、公貿易船であることを区別するため、マニラ渡海の朱印状を發給した。これが家康の朱印船制度の創設である<sup>(3)</sup>。つまり、家康の朱印船制度は、対スペイン交渉が契機となつて創設されたものであつた。

### スペイン船漂着

当時、マニラからメキシコへ向かうガレオン船の出航は、六月下旬に吹き始める初期の南西風に乗つて日本近海を東進し、太平洋貿易の拠点アカプルコ港へ向かうのが常であつた。しかし、少しでも出航が遅れると、台風に遭遇する危険が甚だ多く、土佐清水港や浦戸港・豊後の港などに

漂着したものであった。

マニラからメキシコに赴くスペイン船の関東漂着は、二回ある。一回目は慶長六年八月、上総大多喜浦に漂着したセレラ・ジュアン・エスケラであり（『慶長見聞集』）、二回目は慶長十四年九月、上総岩和田沖で難破した元フィリピン総督ドン・ロドリコ・デ・ビペロである（『増訂異国日記抄』）。

とりわけ、ビペロに対しては、未だ実現していない鉦夫招聘の交渉船として送還させている。このとき、家康が、ビペロらの帰国のため提供した船舶は、二回とも、三浦按針が家康のために建造した洋式小帆船である。家康は、初めて手に入れた太平洋を渡る船を、スペイン鉦夫招聘の交渉のために提供したのである。

、本国に送還させたエスケラ、およびビペロの返札大使は、二回とも家康の要請により浦賀湊に入港している。その浦賀貿易を管轄していたのは船奉行向井政綱・忠勝父子であ

り、返札大使が浦賀に着岸する都度、仰せを受けて接待し、自らも商売に携わっていたのである。

### 三浦按針のマニラ渡海

浦賀湊は慶長九年（一六〇四）、マニラのスペイン商船が入港して以来、毎年、入港し通商が行われていた。しかし、その一方、慶長十一年ポルトガル顧問会議では、マニラが日本と通商することを阻止しようとする提案が出された。この重大問題を解決するため、宣教師ベアト・ルイス・ソテロは、役立つ交渉人として三浦按針をマニラへ送る案を示唆した。その結果、三浦按針は慶長十三年五月、マニラにおいてフィリピン総督ビペロと会見している（『ベアト・ルイス・ソテロ伝』）。総督ビペロは、三浦按針と会見の結果、獄中にあつた八幡船の徒者を残らず日本に帰国させ、八幡船問題に終止符を打ち、浦賀貿易を再開することを決し五月二十七日、家康に書簡をしたためた。この五

月二七日は西曆七月九日にあたり、『ペ아트・ルイス・ソテール伝』にある「同年七月九日、家康及び秀忠に書状を認められた」という記述と、日付がピタリと一致する（『増訂異国日記抄』）。

…当所数年逗留之日本人徒者共候而 所之騒ニ罷成候之間 当年者壹人も不相残帰国之儀申付候 …如例年今年も黒船差渡候、則到関東可乗入之旨 安子申付候 併海路不任雅意候へは 日域中者、皆以御国之儀候之間 何所へ成共 風次第可入津之由申付候、此加飛丹同船中者共 御馳走奉 仰候…

ビペロは、アクニヤの後を受けてフィリピン総督に就任した旨を述べ、数年来、逗留の日本人徒者を一人残らず帰国させること、以後、紛争が再発せぬことを望むこと、貴国からの商船は毎年四隻に限ること、そして「関東」（浦賀湊）に入港すべき旨「安子」に申付け、「加飛丹」（船長）以下の饗応を求めたのである。右の家康宛の書状「安子」

（Ange）は按針のことび、「加飛丹」（蘭語Capitao）は船長のことである。

このときのサン・イルデフォンソ号の船長は、ファン・ヒルにより<sup>(4)</sup>、ファン・パウテイスタ・デ・モリナで、按針＝航海士はファン・パウテイスタ・ノレと確定している。ファン・ヒルは、「安子」は単なる航海士のノレとしているが、右の書翰を、はじめて刊行した外交官C・A・レラは、「安子」は、職名の按針＝航海士ではなく、三浦按針を指していると推測しており、筆者も、C・A・レラと同じ意見である<sup>(5)</sup>。

その理由として、当時、外交文書を掌っていた以心崇伝が翻訳した書翰を通覧すると、航海士＝按針を「安子」と翻訳した書翰は、この一通のみであること。ファン・ヒルは、『ペ아트・ルイス・ソテール伝』にいう三浦按針のマニラ渡海説について、何ら検証しておらず、家康の使者は誰なのかについても、一切、言及していない。総督ビペロ

は、船長モリナを「この船と使節の長に定めた」のであり<sup>6)</sup>、

この日本行きイルデフォンソ号には、マニラに渡海した家康の使者も同船していたはずであり、総督ビペロが関東入港を指示した「安子」は、船長モリナの指揮下にある単なる職名の按針＝航海士ではなく、人名の三浦按針と考えられる。

三浦按針を指した言葉は『異国日記抄』（一五六頁）に「アンジ」、異国御朱印帳の慶長十一年十月十日付、家康の帕タニ商館長宛の通行許可証に「安仁」とあり、またセーリスの『日本渡航記』（一〇四頁）には、「アンジ (Age)」は、土地で、そう呼ばれるアダムス君のことだと記されている。

こうして、豊臣秀吉時代から、フィリピンの近海で恐れられていた八幡船の存在に終止符が打たれた。三浦按針が重用されたのは、もともとスペインとの通商確立のためであり、彼が、外交顧問としてその本領を発揮したのは、正

にこのときであろう。

### 浦賀フランシスコ修道院の建立

慶長十三年七月、浦賀湊における通商が円滑に行われるよう、浦賀住民がスペイン人に対して狼藉を禁ずる高札を立てられた（「御制法」六）。

#### 三浦之内浦賀之津

対呂宋商船狼藉之儀 堅被停止之訖 若於違背之  
おいては げんかにしよすべき おおせによつてげちんぐんのことし  
輩者速可処嚴科之旨 依仰下知如件

慶長十三年七月日

対馬守（安藤重信）

大炊助（土井利勝）

また同年、浦賀にフランシスコ修道院が創設された。高札にしても、修道院の創設にしても、三浦按針がマニラで総督ビペロと会見した際、ビペロが求めた必須の条件であったろう。レオン・パジェス著『日本切支丹宗門史上巻』

一六〇八年条に、「…同年、江戸と伏見の修道院が再興さ

れた。フランシスコ会の人々は、江戸から十二リユー距つた関東の小港、浦河(浦賀)に、更にもう一箇所、修道院を建てた」と記し、「哀れでみすばらしい」とあるから、僅かに宗教的な趣を漂わせた簡素な建物であったとみられる。おそらく貿易代理店としての役割も兼ねたと推測される。

修道士たちは、浦賀に祈りのための一画を貰い受け、修業生活をしながら布教に励み、その一方、貿易における通訳や商品売買に携わっていたのである。これらフランシスコ会への優遇は、家康の理解に基づくものではなく、鉱山技師招聘の実現のための、やむを得ぬ措置であったことは言うまでもない。

こうして、キリスト教の伝道は、江戸と浦賀のフランシスコ修道院を中心に活発に行われ、街道に沿って広がっていったのである。

## オランダ・イギリス通商の成立

イギリス・オランダとの通商は、家康の働きかけによって成立したのではない。両国の東印度会社の使節が日本に派遣され、三浦按針の斡旋により成立した、いわば受け身であり、しかも、オランダとの通商成立は三浦按針の来日から九年後であり、イギリスとのそれは十三年も経てからである。

家康が、浦賀を、単なる貿易港とする目論見もくろみであったとすれば、布教が伴う旧教国スペイン国との通商は止め、三浦按針を介し、直ちに、布教をしない理想的なイギリス・オランダ貿易に切り替えたはずである。しかも、家康の力を以ってすれば、浦賀に両国の商館を置くことなど容易であったはずなのに、平戸に両商館を設置する希望を容易に認め、商船の浦賀入港さえ指定していない。浦賀には、僅かに三浦按針の面目を保ち、平戸イギリス商館の浦賀支店が置かれただけであった。

## 向井氏と渡海朱印状

メキシコ総督は、元フイリピン総督ビベロらを送還した返札大使として、セバスチャン・ビスカイノを浦賀に派遣した。ビスカイノが浦賀湊に着岸したのは慶長十六年四月で、彼らは「フネアスの司令官」（船奉行向井政綱）、および「司法官と称する其地のトノ」（三浦郡代官頭三代・長谷川長重）に迎えられた（『ビスカイノ金銀島探検報告』）。ビスカイノが関東に滞在中、常に、彼に付き添って必需品を調達し、江戸・駿府に同行したのは向井将監忠勝であった。ビスカイノは向井忠勝を評し「：船舶司令官向井将監殿の手を経て、前期の指令を受くる交渉に着手せり。此人は大なる好意を以て、一切の請願を援助し、直ちに我等の希望を皇太子（秀忠）に通じたれば、皇太子は直ちに国務會議に命じて、司令官が其旅行の爲め、要求する所の指令を迅速に与えへしめたり：」と書き残している（『ビスカイノ金銀島探検報告』）。

渡海朱印状というのは、申請すれば誰でも下付されるものではなく、將軍側近の仲介を要した。浦賀湊を出入する商船に発給される朱印状は、常に向井氏の手を経て渡されていた（『増訂異国日記抄』）。向井氏は、彼らに便宜をはかる都度、何らかの報酬を得ていたのであり（『本光國師日記』四卷）、それはスペイン人に限らず、オランダ・イギリス人も同様であり、両国の商館長日記にみるように、彼らは、元和年間まで毎年、向井父子に献上品を贈っている。長崎平戸においても、その土地の領主への贈物は日常的に行われており、非公式ながらも、彼らが外国で商売をしていく上で、強いられた慣行であったのである<sup>7)</sup>。

### 向井忠勝の評価

大使ビスカイノは、関東に滞在中、船奉行向井政綱・忠勝父子と行動を共にすることが多かった。彼は向井父子をよく観察していて、二人に接した感懐をこう記している。



：(向井忠勝) 監 殿の皇太子より寵遇を受くることは非

常にして、我等が同市(江戸)に着きし以来、皇太子が狩、獵、其他の爲めに外出する時、彼はそばに従はざることなく、当国の貴族などより大に羨望せらる。

特に人質として当宮廷に在る王侯の子息及び孫達は、

彼の祖父及び先祖の事蹟、身分賤しかりし事、其他を

暴露せり。此の信仰なき国民の間に、嫉妬の盛なるを

見るは嘆なげかはしきことなり。然れども、彼は大なる思

慮ありて善く之を忍び、或人々に対しては、彼の父並

びに彼が、忠誠を以て皇帝並に皇太子に尽したる所は、

與へられたる名譽に相当せりと言へり。彼等向井父子は、

武器を手にして己の力を以て獲得したるが故に、大に

これを大切に思へり：(『ビスカイノ金銀島探検報告』)

イギリス商館長リチャード・コックスは元和二年(一六

一六)九月、將軍秀忠から新通商許可証を給わり、三浦按

針の案内で三浦三崎の向井政綱邸(現在の最福寺の地)を

表敬訪問した際、向井忠勝の三崎の新邸(現在の三浦市役所の地)を見学し、「この人は、我々が日本に有する最良の友人の一人である」と述べている(『イギリス商館長日記』)。向井忠勝は、コックスからも深い信頼を受けていたことが判る。

### 向井忠勝と浦賀貿易

向井忠勝は、ビペロが浦賀湊に滞在中、ビペロに随行していた某スペイン商人に日本商品を託し、その売上金を以てスペイン商品を購入し、浦賀に送るよう依頼したことがあった。ところが、これが不履行に終わり大使ビスカイノに訴えた。ビスカイノは、浦賀在住の宣教師や自分たちの待遇は、全く向井氏の掌中にあるので、七百ペソに相当する布地および羅紗を以て弁済したという(『ビスカイノ金銀島探検報告』)。

また、こんなこともあった。西国から多くの商人が浦賀

にやって来て、商品売買が盛んに行われていた。そこへ、用人と称する二人の「將軍の買物掛」がやって来て、スペイン商品を買付けると流言したため、誰も商品を購入する者はなく売れ残った。そこでビスカイノは二人を呼び、ならば將軍の朱印状を見せよと言うと、兩人は平伏し、將軍とは無関係であることを白状したという。

この用人が何者なのか不詳だが、ビスカイノは、以後、それまでスムーズであった向井忠勝との間に障阻が生じたと述べているから、おそらく向井氏の手の者であろう。このような「將軍の買物掛」という先買特権の行使は、秀吉時代から行われ、家康・秀忠の時代に限ってみえる役職である。慶長十八年のイギリスに対する通商許可証には「船中之荷物之儀ハ 用次第目録ニ而 可召寄事」と書かれ、將軍が優先的に購入できるシステムになっていた。島津家の記録『旧記雜録後編』にも、明船が入港した場合は急ぎ注進し、珍品があれば、その旨を通知するよう指示したこ

とがみえる。イギリスの場合は、特に三浦按針との関係もあつて將軍の買上品が多かつたようである。

向井忠勝は浦賀貿易の統括者として、イギリス平戸商館長リチャード・コックスと三雲屋との仲を調停し、三雲屋に未払い勘定を清算させ、コックスに贈物をさせ和解させたこともあつた（『イギリス商館長日記』）。向井忠勝は、浦賀貿易に関し、トラブルの仲裁にもあたつていたのである。

#### ビスカイノの金銀島探検

ビスカイノが、メキシコ総督の大使として、その使命を帯びたものは、日本列島の東海岸にあるとされた金銀島の発見である。十三世紀末、マルコ・ポーロが『東方見聞録』に、日本を「黄金の国ジバング」と書いたことは周知の通りであるが、日本が黄金の国ではないことが明らかとなつても、この噂は久しく消えることはなかつた。実際、日本

では銀が多量に採掘されていたからである。

金銀島にまつわる話が『イギリス商館長日記』にみえる。

それには元和二年（一六一六）九月、向井忠勝は三浦按針に向かつて、北方に金銀鉱山の富んだ島があり、將軍がその島を征服しようと企てていると聞く、ついでに報酬を出すから、水先案内を務めたらどうかと申し出ると、三浦按針は、目下、イギリス商館に雇われる身であるから、任務を捨てて、そこへ行く訳にはいかぬと拒絶したという。この話が事実であれば、向井忠勝もビスカイノのように、日本の北方に金銀島があると本気で信じていたことになる。ところが、三浦按針やコックスの観測では、そんなものはないと理解していたようである。

ビスカイノは向井政綱の取次により、貿易のためと称し日本東西の沿岸測量の朱印状を得ると、慶長十六年（一六一六）九月、江戸を発し、陸奥越喜来<sup>おつきらい</sup>から南下しながら測量し、さらに長崎に至り、約半年間で日本沿岸の測量を終

え、慶長十七年六月、浦賀湊に戻り、家康・秀忠に海図を一面ずつ進呈した<sup>8)</sup>。次いで、船舶を修理し食料を積込むと、これ幸いと、帰国を装って浦賀を出帆し、測量図に従って金銀島の探検に向かうのである。

もとより架空の金銀島を発見できるはずはない。ビスカイノは、再三の暴風雨に遭遇し、船舶は破壊し、止むを得ず浦賀湊に戻り、帰国のための大船建造の援助を家康に請うた。時あたかも、ポルトガル船に関わる岡本大八事件によるキリシタンへの不安が褪<sup>き</sup>めやらぬ、慶長十七年十月であった。ここに至って、家康は、日本沿岸の測量は貿易のためではなく、金銀島探検のためであった事実を知ることになる。

ビスカイノが帰国の術<sup>す</sup>を失ったとき、その頼ったところは初代仙台藩主の伊達政宗である。ビスカイノは奥州の海岸を測量した際、政宗がメキシコと直接通商を開きたいと述べたことを思い起し、政宗に船匠を貸与することを条件

に大型帆船の建造を勧め、これが結実し、政宗領内にキリスト教布教を認める条件で遣欧使節船派遣に至るのである<sup>(9)</sup>。

### 伊達政宗遣欧船と向井将監

伊達政宗が遣欧使節船の建造を決意したのは、將軍秀忠の使節ソテロクが乗った秀忠の遣欧船サン・セバスチャン号が浦賀湊を出帆し、浦賀水道で擱坐した話をソテロクから聞いたときである。この秀忠船は、ビスカイノの勧めにより、向井忠勝の公儀大工をして伊東で建造させた船で、ビスカイノが浦賀湊を出帆する際、その僚船として出港する予定であったが、造期が遅れて出帆し、その上、積荷過剰のため座礁してしまったのである<sup>(10)</sup>。

向井忠勝は政宗の要請に応じ、慶長十八年三月、公儀大工の与十郎と水手頭の鹿之助・城之助を派遣し、産物の紅花および菱喰（水草を食べる水鳥）三羽を進呈する用意が

ある旨を伝えた（伊達貞山治家記録）。向井忠勝が政宗の相談にのつたのは、ビスカイノの依頼もあつたと思われる。

だが、当時、公儀大工といっても、大船の造船技術は未熟であつた。浦賀には、後北条氏時代から伊勢水軍出身の船大工がいて、彼らは三浦按針が伊豆で建造した洋式帆船に二度も携わり、秀忠船の建造にも携わり、また日本側が買い取つて浦賀湊に放置されていた、ビスカイノの洋式大船サン・フランシスコ号二世の構造を具に見分し、学んだであろう。しかし、秀忠船が浦賀水道で擱坐したことにみるように、大型船の建造技術にしても、航海技術にしても、未熟と言わざるを得ない。このことはリチャード・コックスや三浦按針らが口を揃えて言うところである<sup>(11)</sup>。日本人は、新技術を速やかに学び取り、それを模倣し、改良を加える能力は優れていたが、スペイン人はそれを日本人に伝えることは消極的であり、言語の不通も伴つて、細かい部

分において学び取ることは、勤勉な日本人であつても、至難の業であつたに相違ない。したがつて、ビスカイノが政宗と協議して交わした契約書にみるように、すべての指揮権はビスカイノにあり、向井氏の公儀大工はその名を連ねるだけで、造船・艤装の重要な部分を担つたのは、ビスカイノが伴つた船匠であり、造船費用から仙台までの旅費、荷物運送費、アカプルコに到着するまでのスペイン人航海士や船員の俸給・食糧などは、すべて政宗の負担という契約であつた。こうして、政宗船は牡鹿郡月浦港で建造された。

政宗船の積荷は、政宗・加飛丹の荷物のほか、向井忠勝から商品二、三百梱、世上から四、五百梱が積まれた(『政宗君記録引証記』)。向井忠勝は政宗船に便乗し、家人に日本商品を託し送り込んだ。慶長十八年八月一日には、三浦按針から狸々皮(舶来の毛織物)の合羽一領が献上され、出帆直前の九月六日、向井忠勝から、航海安全を祈る書状

および祈祷札が届けられている(『政宗君記録引証記』)。向井忠勝が自ら奥州へ赴いた形跡はないが、政宗遣欧船の件で、終始、指導的立場にあつたことは確かである。『古談筆乘』によると、

自將軍秀忠 有種々土産贈所附船頭焉。支倉六右衛門、横沢將監使とし、艤于牡鹿月浦出也。

と述べている。秀忠の遣欧船が江戸湾口で座礁した事実をみれば、秀忠が、政宗遣欧船に船頭を付けることはあつたかもしれない。

こうして、政宗船はサンファン・パウティスタ号と命名され、九月十五日、奥州月浦港をメキシコのアカプルコへ向け出航した。乗組員は大使ビスカイノをはじめ、政宗の使節支倉六右衛門長経および宣教師ソテロ、船長の横沢将監吉久、仙台藩士今泉令史ほか五人、雑役九右衛門ほか六人、南蛮人四〇人、将監忠勝の家人一〇名ほど、商人五〇名、外人四〇余名、総じて一八〇余名が乗り込んでい

た<sup>13)</sup>。

支倉六右衛門が、マニラでジャンク船を新造し、浦賀湊を經由して奥州月浦港に帰国したのは、元和六年（一六二〇）八月である（『伊達貞山治家記録』二二八）。それは、奇しくも伊達政宗が禁教の態度を明確にし、公然と禁教の制札を掲げる二日前であった。支倉六右衛門の欧州における七年余の輝かしい事績は、禁教政策の下に消された空しい帰国であった。主君政宗の名譽ある使者として渡海したにも関わらず、唯々哀れという外はない。

因みに、支倉六右衛門の実名は『寛政重修諸家譜』に「常長」と記しているが、彼自身がイスパニヤ国王やイルマ公に宛てた書翰、およびベニスの大統領に宛てた正式な書簡には、すべて「長経」と自署されているとおり<sup>14)</sup>、「常長」という名は、後世、書き替えた名である。

## 大使カタリーナ追放と三浦按針

大使ディエゴ・デ・サンタ・カタリーナ一行が、政宗船サンファン・パウティスタ号に乗り「浦川」<sup>（浦賀）</sup>に着岸したのは、元和元年（一六一五）閏六月二二日である。政宗船の二度目の太平洋横断である。ときに大坂城落城から間もない頃で、カタリーナは、さぞ歓迎されるであろうと踏んでいたが、全く当て外れであった。カタリーナ自身の報告によれば、禁教により二か月もの間、向井忠勝の監視の下で、浦賀の甚だ悪い家に押し込められ、江戸・駿府へ行くことも許されず、この間、信用すべき通訳もないまま、空しく謁見の機会を待つていたと述べている<sup>15)</sup>。

向井忠勝の注進により、カタリーナ来日の報に接した家康は、元和元年八月四日大坂を発し、二三日、駿府に戻り、平戸にいる三浦按針に駿府に来るよう指令を出している<sup>16)</sup>。日本広しと雖も、カタリーナに国外退去を通告し、政令の趣旨を正確に伝えられる者は三浦按針しかいなかった

た。カタリーナは、三浦按針を介し国書と献上品を携え、家康の下に赴き国書を提出したが、このときカタリーナが齎したフェリペ三世の書簡には、家康がビスカイノと条約を結んだ鉱夫派遣のことは、一切、触れられておらず、ただ宣教師の優遇を願うのみであった。もはや、家康は一言も発しようとはしなかった<sup>切</sup>。

カタリーナは、再び立ち戻ることのないよう強い布告を受け、元和二年八月、政宗船に乗り逃げるように浦賀湊を出帆した（『日本耶蘇教史』）。これが浦賀からメキシコへ向かう最後の貿易船となった。こうして、マニラー浦賀ーメキシコ間の交易ルートは絶たれ、浦賀外交はスペイン人鉱山技師の招聘を実現することなく、訣別を迎えたのである。

### 向井忠勝の委託貿易

向井忠勝は、カタリーナらが浦賀を出帆する直前、委託

貿易を試み、一年前から入牢していた宣教師デイエゴ・デ・サン・フランシスコの釈放を請い、これが赦された。デイエゴという人物は一六一五年四月、加藤嘉明の訴えにより捕えられ、以来、獄中にあった（『日本切支丹宗門史』上）。巷では、本多正信・正純父子が中心となって全国のキリシタン取締りが行われる中、向井忠勝はメキシコ貿易の巨利にひかれ、カタリーナ追放に便乗して家人を<sup>けじん</sup>デイエゴに託し、最後の貿易船となろう政宗船に、日本商品を積み込んだのである。メキシコに着したデイエゴは、副王グワダシヤラに対し、向井忠勝との約束について、「日本の役人向井将監の有利な商業上の遠征を導いたために、イスパニヤが当然、受くべき極刑の免除を請うた」と奏上したという（『日本切支丹宗門史』中）。

船の出帆を聞いた伊達政宗は元和二年七月、メキシコ総督に宛て書簡をしたため、船長横沢将監に託した。その内容には、先年、政宗遣欧船を渡海させた際、ソテローロより、

政宗船をメキシコに渡すよう堅く申入れがあったので、カ  
タリーナを国外追放する序ついでに、同船を渡すというもの  
で、「自今いご已こ後ごハ、季々渡海させ可もつすべく申候」とあるから⑧  
政宗は、厳しいキリシタン弾圧下でありながら、なおメキ  
シコに滞在する支倉六右衛門に期待を持ち、再び、メキシ  
コから領内に政宗船を渡海させる夢を膨らませていたこと  
が判る。

メキシコに渡った政宗船は、メキシコ政府の要望により、  
元和五年、日本人の反対を押し切つて廉価れんかをもつて買い取  
られた⑨。

### 向井忠勝のキリスト教観

「デイエゴ・デ・サン・フランシスコ報告・書簡集」の  
中に⑩、向井忠勝がデイエゴに語った一節がある。忠勝は  
「…我が一子息をバードレ・ソテローにお頼みした。その  
子供は洗礼を受けて死去したが、私がキリシタンにならな

いのは、この迫害のためである。しかし、真の神を望み、  
貴殿の教えをその真の神の教えだと信じている。もしも機  
会があるならば、身を危険にさらすことなく、私もキリシ  
タンになりたい。しかし、今は生命や領地を失わないため  
に、敢えてキリシタンにはなり得ない」と述べている。

死去した一人の子息とは殉教をいうのであろう。ソテ  
ローという人物は、家康が、貿易のために宣教師の入国を黙  
認していることなどはサラサラ熟知していて、家康・秀忠  
をはじめ、幕府の要職にある側近らと巧妙に接し、その周  
到な態度は人を畏服させたといわれる。そのソテローが、  
まず向井氏を入信させることに懸命であったことは想像に  
難くない。だが、家康が布教を嫌っていることを、ソテ  
ロー以上に熟知していたのは忠勝であり、その忠勝がキリス  
ト教の信奉者であったとは思えない。一子を洗礼させたの  
は商売目的ではなかったか。生命や領地を失わなければ「私  
もキリシタンになりたい」という忠勝の言は、家人に託し



たメキシコ貿易が、デイエゴの口添えにより成功へ導くた  
めのリップサービスと解されるのである。

いずれにしても、このデイエゴの報告書は向井忠勝のキ  
リスト教観を窺えるもので、自身がキリシタンではなかつ  
たことを明言した、唯一の史料である。

### 貿易制限令と浦賀湊の閉鎖

家康は浦賀開港を実現させ、十七年という長きに亘つて  
スペイン人鉱夫の招聘を要請したにもかかわらず、ついに  
実現には至らなかつた。フリーピン総督は、造船技術を日  
本に伝えることについては、全く受け入れる意思はなかつ  
た。なぜならば、これまでフリーピンが日本からの襲撃を  
受けずに済んだのは、日本がマニラに來襲するような大船  
の建造技術がなかつたからであり、その技術を伝えれば、  
それに乗って攻めて来いというのと同じである。また新金  
銀製錬法を伝え、日本に国富を齎すような行為など、しよ

うはずはない。この事実をみれば、たとい家康が余命を長  
くしたとしても、貿易港としての浦賀の生命は、早かれ、  
遅かれ、同じ道を辿つたであらう。

家康の死から、僅か四か月後の元和二年（一六一六）八  
月、二代秀忠は海禁政策の強化を露わにし、中国船以外の  
外国船の來航地を長崎・平戸に限定し、貿易関係者に普く  
通達し、三浦按針も平戸へ移住を余儀なくされた。これに  
より、光を放つてきた國際貿易港浦賀の生命は絶たれたの  
である。

### まとめ

家康の浦賀外交を振り返ってみると、浦賀湊へ商船誘致  
を行つたのは、一貫してスペイン系商船のみであり、おの  
ずと、焦点はスペイン一国に当てられていたことが浮上す  
る。すなわち、当時、画期的な金銀製錬法アマルガム法の  
導入が、浦賀開港の眼目であつたことである。家康はマニ

ラからの要請に応え、日本商船の数を限定し「法律」を定めたが、この法律こそ、家康の公貿易船の証としての朱印船制度の創設である。つまり家康の朱印制度の発祥は浦賀外交にあったといえる。

家康は、秀吉時代から長崎に入港していたポルトガル船を浦賀に招くことは一切なく、イギリス・オランダ商船に對しても、浦賀入港を強要することはなかった。浦賀を単なる国際貿易港とすることが目的であったとすれば、三浦按針を遣つて、布教が伴わないイギリス・オランダとの通商に、速やかに切り替えたはずである。

しかし、そうはせず、毎年、派遣されるスペイン人宣教師を黙認し、三浦按針をマニラに渡海させ、中斷していたスペイン船の入港を再開し、さらに、スペイン貿易がスムーズにいくよう、浦賀住民の濫妨狼藉を禁止する高札を立て、浦賀にフランシスコ修道院の地まで提供した。禁教令發布により、カタリーナに国外退去を通告し政令の趣旨を伝え

たのは三浦按針であり、これらの事実をみれば、三浦按針は対スペイン交渉のため重用したと考えてよい。

家康は、スペイン国との親交に力を注ぐ余り、常に宣教師の布教に注意を払い、禁教令は、時には厳しく、時には緩められ慎重に操られてきた。秀吉のごとき強い弾圧を与えなかったのは、スペイン人鉷夫派遣に期待し、政治資金を確保することを優先したからであり、この浦賀外交に家康の鉷山業に対する鋭意を垣間見ることができる。

対スペイン交渉は、その当初から両国の目的に大きなズレがあり、家康の粘り強い交渉にもかかわらず、最後まで折り合うことはなかった。貿易港としての浦賀の生命は、家康の死により、僅か一〇数年で終焉を迎えたが、浦賀を舞台としたメキシコ交渉の失敗が大きな要因となつて、鎖国へと導いたことは確かである。

参考・鈴木かほる『徳川家康とスペイン外交―向井将監と三浦

按針』新人物往来社 二〇一〇年。「徳川家康の浦賀開

港とその意図』『神奈川地域史研究』十二号 一九九四年、

『日本史学年次別論文集』学術刊行会再録。

## 註

- (1) 「著者ジェロニモ・デ・ジェスス伝記」(佐久間正記)『横浜  
市立大学紀要』廿六
- (2) 奈良静馬著『西班牙古文書を通じて見たる日本と比律賓』  
大日本雄弁会講談社 一九四二年 一六四頁
- (3) 鈴木かほる「徳川家康の浦賀開港とその意図」『神奈川地  
域史研究』十二号 一九九四年
- (4) 『イダルゴとサムライ 16・17世紀のイスパニアと日本』  
一三六―七頁 平山篤子訳 法政大学出版局 二〇〇〇年
- (5) 註(3)の書
- (6) 註(4)の書
- (7) 永積洋子『近世初期の外交』創文社 一九九〇年
- (8) 『異国日記』慶長十七年六月および七月付書簡
- (9) 『大日本史料』十二之十二「南蛮国書簡案文」一七一頁
- (10) 『ビスカイノ金銀島探検報告』『異国叢書』八 一五二頁
- (11) 一六一五年十二月六日付リチャード・コックス書簡『慶元  
イギリス書翰』四七九頁および一六一三年十二月付三浦按  
針の書翰『慶元イギリス書翰』八五頁
- (12) 『ビスカイノ金銀島探検報告』一五八頁
- (13) 『大日本史料』十二之十二 三頁
- (14) 『大日本史料』十二之十二 一三一―二頁 三七〇頁
- (15) 「西班牙国セビヤ市インド文書館文書」『大日本史料』十  
二之十二 四六六頁
- (16) 『イギリス商館長日記』一六一五年九月一日条
- (17) 『大日本史料』十二之十二 四六七頁
- (18) 「南蛮国書翰案文」『大日本史料』十二之十二 五〇〇頁
- (19) 『大日本史料』十二之十二 メキシコ総督宛書簡「西班牙

- (20) 国セビーヤ市インド文書館文書」五二三頁および五二四頁  
佐久間正訳『キリシタン文化研究シリーズ』四 一九七一  
年